

平成24年度

— 第13回（定例・臨時） —

教育委員会会議録

開 会	平成24年11月29日	午前 午後	3時00分			
閉 会	平成24年11月29日	午前 午後	3時51分			
会議場所	奈良市法蓮町 春日野荘					
委員出欠	平田静太郎	出	藤岡庄司	出	松村佳子	出
	花山院弘匡	出	佐藤 進	出	富岡将人	出
議事録署名	教 育 委 員 長					
委 員	教育委員長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 条例の改正について</p> <p>報告事項 1 奈良県立青翔高等学校への併設型中学校設置協議会の設置について</p>	<p>可 決</p> <p>承 認</p>
<p>○平田委員長「ただ今から、平成24年度第13回定例教育委員会を開催いたします。本日は、委員全員が出席で、定足数を充たし委員会は成立しておりますので、これより委員会を開催いたします。」</p>	
<p>○平田委員長「まず、はじめに前回の定例教育委員会会議録の承認についてです。」</p> <p>「お手元に配布の前回定例教育委員会会議録について、各委員内容をご確認ください。」</p> <p>「ご承認を頂けますでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で承認</p>	<p>承 認</p>
<p>議決事項 1 条例の改正について</p>	
<p>○平田委員長「議決事項 1 について説明願います。」</p> <p>○教育長「教育委員会の附属機関として、奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会等を設置するため、所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、教職員課長よりご説明いたします。」</p> <p>○教職員課長「奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。本条例案につきましては、平成24年12月の定例県議会に提案される予定になっています。概要を説明いたしますと、まず、奈良県附属機関に関する条例とは、地方自治法の規定により、県が設置する附属機関について定めた条例です。</p> <p>今回、条例が改正される経緯ですが、要綱等に基づき設置を行っている外部有識者を含む会議等をめぐっては、近年の住民訴訟においてその実態が地方自治法における条例に基づく設置が必要な附属機関に該当するとする司法判断が出ているところです。このような状況を踏まえ、各都道府県においては要綱等に基づき設置を行っている会議等の実態調査を行い、設置根拠を明確にするために条例化を行ったほうが良いであろうとして、附属機関に位置付けるといった動きが始めているところです。</p> <p>本県においても、現在設置している会議等の実態調査を行った結果、今回の条例改正により、新たに67の会議等を附属機関に位置付けるという改正条例です。教育委員会分につきましては、奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会、奈良県教員指導力審議会、奈良県教員メンタルヘルス委員会の3件について条例に定めるものです。各々の委員会の内容についてですが、奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会は、奈良県公立学校における職務に精励し他の職員の模範となる教育活動を実践している教職員及び教職員グループを表彰するために市町村教育委員会または県立学校長から推薦のあった教職員等に対し審議を行う選考委員会です。奈良県教員指導力審議会は、指導力に課題のある教員につきまして県教育長の諮問を受けて、その事実を専門的、多角的に審議し指導が不適切である教員に該当するかどうかの答申を行う機関です。奈良県教員メンタルヘルス委員会については、精神疾患を有し又はその疑いのある教員について県教育長の諮問を受けて教育的な見地を踏まえながら専門的立場から審議をし答申を行う機関です。以上3機関につきましてこの条例によりまして新たに附属機関として設置されるものです。」</p>	

議案及び議事内容

○平田委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

○松村委員「奈良県教員指導力審議会、奈良県教員メンタルヘルス委員会というのは、これまでは委員会としてなかったもので、これから設置しようとするものでしょうか。あるいは、これまでであったものを改めて条例に定めたものでしょうか。」

○教職員課長「これまでに設置されていた委員会で、これまでは要綱で設置されていましたが、条例で定めた方がよいという動きの中で、改めて条例に載せようとするものですので、機関としては既にあるものです。」

○平田委員長「運用については、従来どおりとするのですか。」

○教職員課長「はい。そうです。」

○平田委員長「他によろしいでしょうか。原案どおり議決してよろしいか。」

※ 各委員一致で可決

○平田委員長「議決事項1については可決いたします。」

報告事項1 奈良県立青翔高等学校への併設型中学校設置協議会の設置について

○平田委員長「報告事項1について説明願います。」

○教育長「青翔高等学校に併設型中高一貫教育を行う県立中学校を設置するにあたり、『奈良県立青翔高等学校への併設型中学校設置協議会』を置き、協議いただきたいと考えております。詳細につきまして吉田教育次長より報告いたします。」

○吉田教育次長「まずは、中高一貫校について説明します。この制度は平成11年度から制度化されたもので、設置状況として、近畿の公立の中高一貫教育校としては、大阪市でも設置していますが府県立では18校が設置されています。その内訳として、滋賀県では併設型3校、京都府では併設型2校、大阪府では連携型2校、兵庫県では併設型1校、連携型2校、中等教育1校、和歌山県では併設型5校、連携型1校、奈良県では連携型1校となっています。奈良県の1校は十津川高等学校と十津川中学校で進めております。連携型では校舎の位置が違って、一部総合的な学習の時間で連携をしている教育を行っています。

奈良県の私学では、東大寺学園、智辯学園奈良カレッジ、奈良学園登美ヶ丘、西大和学園、智辯学園の5校が併設型中高一貫教育校として設置され、奈良女子大学附属、聖心学園の2校が中等教育学校として設置されています。中高一貫教育の方法には3通りありますが、今回は併設型の中高一貫教育校を進めていきたいと考えています。

併設型中高一貫教育校のメリットとして、6年間を通して計画的・継続的な指導が可能となること、異なった年齢の生徒が学校生活を送ることで、社会性や豊かな人間性を育てることが可能となること、また、中高一貫教育による教育課程の特例として理科の一部の高等学校の教育内容を中学校で実施することも可能となるといったメリットがあるため、併設型の中高一貫教育を進めていきたいと思っています。

特に、青翔高等学校に設置する目的ですが、理数科単独校として、観察・実験を中心とする理科の学習を通して科学への興味・関心を高め、自然科学に関する事象への旺盛な探求心や、高い科学的洞察力を備えた人材を育成をしたい。また、平成23年度からスーパーサイエンスハイスクールの指定を受け、独自の教育課程を編成していることから、中高一貫教育の実施により研究の成果を生かして中学校の理数教育の一層の充実を図ることができることから、設置したいと考えています。

議案及び議事内容

そのための協議を進めていくために、設置協議会を立ち上げますので、その要綱を定めたいと思います。併設型の県立中学校を設置するための設置協議会です。協議事項としては、1点目として中学校の校名及び学級の編制に関する事、想定しておりますのは中学校1クラス40名です。2点目として中学校及び高等学校における教育課程の編成に関する事、3点目として入学選抜の日程等に関する事等の協議を進めていきたいと考えています。委員は、学識経験者として奈良教育大学教授重松敬一氏、PTA代表として、奈良県PTA協議会会長出口隆司氏、中学校校長から代表として、会長の生駒市立生駒北中学校校長安達光男氏、設置校である県立青翔高等学校校長荒木保幸氏、県教育委員会事務局からは教育次長吉田育弘の5名の委員で構成し、事務局は、学校教育課に置きたいと考えています。なお事務局に青翔高等学校の教務主任を入れることでスーパーサイエンスハイスクールの内容についても協議したいと考えています。

今後の予定としては、設置協議会の第1回目を12月4日に予定しています。毎月1回、3回程度の予定で考えています。その後、県立中学校の設置条例等を2月議会に上程し、管理運営規則の改正も3月に教育委員会の議題として上げたいと考えています。その後、平成26年1月の入学選考を経て、平成26年4月の開校と考えています。なお、この要綱は可決後施行したいと考えています。」

○平田委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

○藤岡委員「中学校の募集は1クラス40名とのことですが、高等学校では、この1クラスと高等学校から入学の生徒で構成されるのでしょうか。」

○吉田教育次長「現在、青翔高等学校は1学年4クラスで構成されています。若干定員割れの状態もあり、理数科単独校での4クラス維持も多少困難になっている現状の中で、中学校1クラス40名を入れることで、最終的に高校からの入学は3クラスの3学年になります。青翔高等学校としての容量は、4クラス3学年の12クラスですので、そのうち中学校で3クラス、高等学校で9クラスの構成となる予定で協議していきたいと考えています。」

○藤岡委員「そのようになりますと、1クラスだけが中高一貫教育で、高等学校の教育内容を中学校から学習し始めるということで、残りの3クラスは高等学校からの学習ということになるのですか。」

○吉田教育次長「最終的には2クラスを高等学校で募集することになります。」

○藤岡委員「たいへんな学校運営をしないといけないと思います。私はすべてのクラスで中高一貫教育を実施すると考えていました。」

○吉田教育次長「まず、スタートは1クラスから中高一貫教育として、場合によっては2クラスに拡大することで、中等教育学校の形で2クラス6学年とすることも可能になりますが、開始時は他府県も同様ですが、1クラスあるいは2クラスを設置して中学校を始めています。当県ではまず1クラスからと考えています。私学では、その学校が設置する中学校から高等学校へ進学する生徒と高等学校から入学する生徒が共存する形になっています。その様な形で始めたいと考えています。」

○花山院委員「奈良県では初めて併設型の中高一貫教育となるということですが、中学校の教員は市町村立の教員であって、高等学校は県立の教員となります。高校の教員には中学校の教員免許を持っておられる方もおられますので、県立の教員で進めていくのでしょうか、それとも地域の市町村立の中学校の教員で進めていくのでしょうか。」

○吉田教育次長「義務教育の教員も県費負担教職員で県から給料が支払われていますが、現在は多くの教科において高等学校の教員が中学校の免許を持っていることで進めていけるのではないかと考えています。ただ、中学校の経験者でないと教えられない教科、科目になると非常勤の対

議案及び議事内容

応とするのか、常勤の対応とするのかを含め今後協議していくこととなります。現在考えていますのは高等学校の教員が多く中学校の免許を持っておりますので、県立中学校への人事異動も起こってくると思います。」

○藤岡委員「中高一貫教育に関連して、中学校から入学している子どもたちと、高等学校から入学した子どもたちとの間では、一体感が生まれにくいという話を聞きます。同じ学校の中でそのようなことが起こって良いのかと思います。できることなら、残りの2クラスも中高一貫教育で推進していくことのほうが良いと思いますが。」

○吉田教育次長「現在、青翔高等学校ではスーパーサイエンスハイスクールの指定を受けており、スーパーサイエンスコースがあります。その1クラスに中学校から将来的につなげていくことを考えています。学校内にそのようなコースがありますので、まずはつなげていくことで中高一貫教育を進めていきたいと思えます。委員がおっしゃった内容は、今後、中高一貫教育が充実していったときに2クラスずつを検討していくことにつながっていくと思えますので、検討課題としたいと思います。」

○佐藤委員「お願いですが、中高一貫教育で私学では英才教育のように進学を中心とされていますが、先ほど藤岡委員のおっしゃったデメリットも考えて良い方向に学校をつくってほしいと思います。」

○松村委員「開設にあたり中学校は近隣の校区からの入学となるのか、全県どこからでも入学できるのか、どのような制度とする予定ですか。」

○吉田教育次長「全県一区で考えています。」

○松村委員「選抜を実施するのですか。」

○吉田教育次長「法律では適性検査とうたわれています。適性検査のあり方を今後検討していくこととなります。」

○教育長「他府県では既に始まっていますので、適性検査の質も内容も先例がありますので、そのあたりを参考としながら適性検査の適正化を図っていきたく思っています。」

青翔高等学校は全国で初めて理数科単独校として生まれた学校です。2校目に出来たのが横浜市立サイエンスフロンティア高等学校です。この学校ではノーベル賞クラスの講師がたくさん来られ、立地条件も良い学校ですが、実はこの学校を設立するにあたり青翔高等学校に習いに来られていました。そのような経緯を持ちながら、青翔高等学校は今定員割れを起こしています。この学校を平成16年に設置したときに立派な理数科の学校としていきたいという当時の県教委の思いがありました。その思いが現実とは違う方向に行ってますので、どうしても立ち直らせたいと思っています。そのためにはこの方法が良いのではないかと。我々が考えているほどまでいかないかもしれませんが、理想に近づけていきたいと思えます。」

○松村委員「青翔高等学校を立ち上げたときに、奈良教育大学、奈良女子大学と連携していただいたので、少し学校へ行っていたことがあるのですが、なぜ今、定員に満たないようになったのでしょうか。交通の便が悪い、他の県立高等学校等で理数科を持った学校が他にできたといった理由があるのでしょうか。」

○教育長「理数科は奈良北高等学校に設置しましたが、他にはありません。考えていくと奈良県では進学の面では、奈良高等学校、畝傍高等学校、郡山高等学校といった学校は定員割れしません。ほか、平城高等学校、橿原高等学校、高田高等学校も定員割れまでにはなりません。このような学校のなかで青翔高等学校の理数科と比較しても、平城、橿原、高田を選択してしまう傾向にあります。青翔高等学校をこれらの学校と同様の選択肢に入れていくには、よっぽど特徴のあ

議案及び議事内容

る学校にする必要があると思います。」

○吉田教育次長「青翔高等学校理数科で最初立ち上げたときは、特色選抜は特色ある学科等で行っていましたが、その後、入試制度が変わり普通科がすべて特色選抜にはいるようになり、例えば檀原高等学校に生徒が流れることがあったかもしれません。今年度から特色選抜は特色のある学校だけに戻していますが、効果がなかなか出ないということで、中学校を設置して青翔高等学校をバックアップしていくことです。」

○花山院委員「卒業後の進路で、入学を希望する生徒が増えるのであって、卒業後の進路がはっきりわからない段階で保護者も子どもを入学させるのに不安はあります。大学との連携を図るなどして青翔高等学校が、大学からの指定校の充実など平城高等学校のようにさらに特色を出せば変わってくると思います。」

○教育長「教育コースは計2クラス、平城高等学校と高田高等学校にあります。奈良教育大学へは地域推薦入試でそれらのクラスの生徒が入学しています。大学の事情もありますが、地域推薦等を視野に入れて考えたいと思っています。」

○平田委員長「12月4日の第1回設置協議会の内容を教育委員会に報告していろいろ意見を聞いていただけたらいいと思います。設置の委員会だけでなく、いろいろな意見を出してもらったらいいと思います。」

○平田委員長「他によろしいでしょうか。委員会の設置について承認してよろしいか。」

※ 各委員一致で承認

○平田委員長「報告事項1については承認いたします。」

その他報告事項

○委員長「この他に報告・連絡事項等をお願いします。」

○教育長「その他報告事項が1件ございます。生徒指導支援室長からご報告いたします。」

1 平成24年度いじめの緊急全国調査の結果について

○生徒指導支援室長「文部科学省が実施した、いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査の結果が11月22日に公表されました。奈良県については、小学校 4,329件、中学校 2,044件、高等学校 390件、特別支援学校18件の合計 6,781件のいじめの認知件数がありました。これを1,000人あたりの認知件数で見ると43.0件という結果です。新聞等でご存じの通り、全国で2番目に多いという報道があったところです。この件数については、県が同時期に実施しましたアンケート調査のアンケート用紙を活用してもらいました。アンケート用紙そのものは今回1つでも多くの子どもたちが苦しんでいることをなんとか救っていかうという視点で工夫したアンケート用紙です。そのアンケート用紙を活用してもらい、そして各教員たちが子どもたちが安心していじめの実態を書き込める環境を各クラス単位で整えてもらったことがこのような認知件数につながっていったと分析しています。

この文部科学省調査結果を受けまして、11月26日付けで『いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査(文部科学省実施)』結果及び今後の対応についてのお願いの文書を県立学校及び各市町村教育委員会教育長あてに発出いたしました。取組の積極的な継続、充実のお願いとともに今夏出ました6,781件のいじめが今現在どのように解消しているのか追跡調査をしたいと思っています。また調査以後どれだけ新たないじめが出たかの発見についても調査を加えたいと考えています。これまでも幾度かお話ししています、いじめの早期の対応マニュアルについてほぼ完成が近づいてきました。このマニュアルについて12月

議 案 及 び 議 事 内 容

20日に教育研究所で研修会を実施し、その場でそれぞれの学校に配布したいと考えています。いじめは小さな段階から見逃さないという視点をしっかりもちながら、出てきたいじめに対しては一つ一つ丁寧に対応していきたいと考えています。」

○平田委員長「その他報告事項について、ご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員「今回の調査結果について、奈良県の件数は多く 1,000人あたり43件ですが、他府県がこのように少ないということは、基本的には想像しがたい数字だと思います。奈良県では教員の側でそのような細かいところまで把握しようと努めている結果であって、調べた基準が各県においてバラバラなので、当県は充実していると言えるのではないかと思います。ただ、数字として見ると若干誤解を受ける数字でもあります。実際はそのようなところまで気配りをしながらアンケートを採っていると言えます。このようなことを奈良県はやっていることに胸を張って良いのではないかと思います。」

○藤岡委員「平成23年度までの認知件数はどのようになっているのか教えてください。」

○生徒指導支援室長「奈良県のいじめの認知件数ですが、平成23年度で 287件、1,000人あたり 1.8件で、これは学校が認知した件数です。今年度調査も文部科学省からは学校の認知した件数の照会でしたが、奈良県は今回この解釈をいじめの文部科学省の定義に合わせて、子どもがいじめられたと感じたものはすべて学校が認知したと捉えるべきだという視点でアンケート調査を工夫しました。これまで平成22年度、平成23年度も同様ですが、学校側だけの判断で集計してきました。それが平成23年度は 287件、平成22年度は 324件でした。」

○平田委員長「いじめの定義は文部科学省から出されているのですか。」

○生徒指導支援室長「はい。」

○平田委員長「この解釈によってかなり変わってくるものと思います。」

○生徒指導支援室長「定義について申し上げますと『いじめとは当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。』とすとなっています。これを要約いたしますと、苦痛を感じていると感じた側から捉えるということになります。これは平成6年、平成18年に全国的に大きないじめによる自殺案件が出ました。その折々に定義は徐々に変わってきています。現在この定義でいじめを捉えています。」

○平田委員長「他によろしいでしょうか。ご了承いただけますか。」

※ 各委員了承

○委員長「その他報告事項については了承いたします。」

○委員長「本日の議案はすべて終了いたしました。この他に報告、連絡事項等はありませんか。」

○委員長「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」